主 文

被審人を処罰しない。 手続費用は国庫の負担とする。

理 由

福岡地方労働委員会の緊急命令不履行通知の内容は別紙のとおりであり、要するに、福岡地方裁判所は、昭和五三年三月一三日救済命令のうち賃金相当額の支払を命ずる部分を除き、原職復帰に関する部分については福岡地方労働委員会の救済命令に従わなければならない旨の緊急命令をなしたが、被審人は右原職復帰の救済命令に含まれる昭和五二年一二月一日から同五三年五月三一日までの勤務を対象とする夏期一時金の支払については、A、Bが原職に復帰した昭和五三年三月一三日以後の水揚高に対してのみ夏期一時金を支給したにとどまり、その完全なる履行をしていないというのである。

そうだとすると、被審人には現在においては、緊急命令違反の事実はないから処罰しないこととし、手続費用の負担につき非訟事件手続法第二〇七条を適用し主文のとおり決定する。

(裁判官 松島茂敏)

別紙

一 福岡県地方労働委員会は、昭和五二年一二月五日付をもつてあけぼのタクシー有限会社(以下履行義務者という。)に対し、そのA、B両名に対してなした昭和五一年八月二一日付懲戒解雇処分を取消し、同人等を原職に復帰させるとともに、その間に同人らが受けるはずであつた賃金相当額を支払わなければならない旨、その他の事項を命令した。

これに対し履行義務者は、昭和五三年一月一八日福岡地方裁判所に対し、前記 労働委員会を被告として救済命令取消を求める訴訟を提起したので、前記委員会 は、同地方裁判所に対し、右救済命令に従うべき旨の緊急命令を申立てた。

三 福岡地方裁判所は、昭和五三年三月一三日救済命令のうち賃金相当額の支払を命ずる部分を除き、原職復帰に関する部分についてはその救済命令に従わなければならない旨の緊急命令をなした。

四 履行義務者は、昭和五三年八月に至り従業員に対する昭和五二年一二月一日より昭和五三年五月三一日までの勤務を対象とする夏期一時金の支払をなすに当り、右A、B両名に対しては夏期一時金の対象勤務から昭和五二年一二月一日より緊急命令のあつた昭和五三年三月一三日までの分を除外し、昭和五三年三月一三日以後の勤務を対象とする夏期一時金のみの支払をなした。昭和五二年一二月一日より同五三年三月一三日までの期間は、A、Bが解雇されていた期間に当り、しかも前記労働委員会の救済命令によつて原職に復帰させることを命ぜられ、また、緊急命令によつてその履行を命じられた部分に該当する。

したがつて、この期間を勤務なきものとして夏期一時金の計算の対象外とすることは、結局、その期間の原職復帰を認めないことになり、したがつて緊急命令に違反するものといわなければならない。

五 そこで、前記委員会は、昭和五四年五月一〇日福岡地方裁判所に対し、前記の不履行を通知した。同裁判所は、昭和五四年九月二〇日決定をもつて前記労働委員会の救済命令は、「解雇がなかつたと同様に取扱わなければならない。」との意味であることを認めながらも救済命令の前記文言がやや適切さと明確さを欠き、したがつて前記緊急命令をもつて履行すべき旨命じた救済命令が、夏期一時金の支払についても他の在勤者と同様にすべきことを命じているものか否かにつき、不明確の点があり、この点につき履行義務者が別異の解釈をしたことについて相応の理由もあり、ことさら右命令に違反した節は見当らないとの理由でこの点に関する履行義務者の違反については処罰しないこととした。